

**2024（令和6）年度第6回（通算第70回）理事会（臨時）議事録**  
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2024年11月2日（土） 10時00分～12時45分
2. 場 所：Zoomによるオンライン形式での開催
3. 出席理事：（代表理事）濱本正太郎、（理事）青木節子、阿部達也、新井京、石田淳、北澤安紀、下谷内奈緒、玉田大、西平等、西村弓、萬歳寛之、水島朋則、森肇志、森田章夫、山田哲也、横溝大

以上16名 Zoomにより参加

出席監事：都留康子、真山全、以上2名  
（※都留康子は、審議事項第2号議案以降に退出）

陪席：坂巻静佳（幹事）、種村佑介（事務補佐）、平野実晴（事務補佐）、以上3名

#### 4. 議事の内容

##### 1) 報告事項

- 1 その他

##### 2) 議決事項

- |        |  |
|--------|--|
| 第1号議案  | 研究大会の実施に関する件                                 |
| 第2号議案  | 2025年度（第128次）研究大会に関する件                       |
| 第3号議案  | 外国学会との交流事業の方針に関する件                           |
| 第4号議案  | 国際法外交雑誌第123巻・124巻の編集状況に関する件                  |
| 第5号議案  | 国際法外交雑誌における欧文サマリーの位置および執筆者への電子データの提供に関する件    |
| 第6号議案  | 日弁連主催「国際公法セミナー～イスラエル・パレスチナ問題の国際法的分析～」後援に関する件 |
| 第7号議案  | 主要参考文献目録作成におけるアルバイト雇用の件                      |
| 第8号議案  | ホームページ修繕の件                                   |
| 第9号議案  | 新入会員の承認に関する件                                 |
| 第10号議案 | その他  |

#### 5. 議事要旨

開催に先立ち、定款41条1項および2項にもとづき、議決に加わることのできない議長を除く15名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名以上）が出席していることが確認された。続けて、前回2024（令和6）年度第5回理事会（通常）の議事録の確認が行われた。

##### 1) 報告事項

- 1 その他

特になし。

## 2) 議決事項

### 第1号議案 研究大会の実施に関する件

萬歳事務局長より、議決資料 1-1~7 にもとづき、研究大会のハイブリッド化の可否について、理事会における議論の経緯の紹介があり、10月1日(火)と12日(土)の諮問グループの結論として、2025年度と2026年度の研究大会はハイブリッド開催とし、それに伴い参加費を6,000円に増額することを方針としたいとの説明がなされた。その後、瀨本代表理事から、事後配信はオンライン参加者のみならず対面参加者にもメリットがあること、初めての試みのため問題が生じうるが次回以降の改善に活かすこと、2027年度以降は自前の実施を検討すること、ハイブリッド開催に関連して意向投票のオンライン化を検討することが補足された。

以上の説明を踏まえ、出席理事から、ハイブリッド開催の技術面において、2027年度以降の研究企画委員会、特に若手会員への負担が過重となることへの懸念が述べられた。この点、森研究企画委員会委員長から、今後2回のハイブリッド開催を踏まえ、自前実施の負担がどれほど生じるのかを探りながら進めていくつもりである旨、回答された。あわせて、参加費の増額についても会員の反応を踏まえ検討する旨、回答された。

出席理事から、ペーパーをオンラインで事前に公開しない方針ならびに海外の登壇者からオンライン報告を行う可能性について質問がなされた。この点、瀨本代表理事から、ペーパーは小田レクチャーのみ事前に提出されているが、それ以外も事前にペーパーを提出することにした場合、依頼を随分早い段階でやらなければならない、これまで原稿なしで発表することが慣行となっているため、今すぐではなく将来の検討課題として議論すべきこと、また、海外からの参加者については、報告の前後・懇親会なども含めて学会であると考え対面参加を原則と考えている旨、回答された。

また、萬歳事務局長から、研究大会の実施方式の変更に伴い、意向投票のオンライン化も必要であると考えている旨の説明がなされた。

以上の議事を踏まえ、定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることでできない議長を除く、すべての理事(15名)の賛成により以下の通り議決された。

### **【議決事項】**

- (1) 2025年度と2026年度の研究大会のハイブリッド方式の導入および参加費の増額につき、原案の通り承認する。
- (2) 意向投票のオンライン化について事務局において検討を開始することを、承認する。

### 第2号議案 2025年度(第128次)研究大会に関する件

森研究企画委員会委員長から、議決資料 2-1 にもとづき、2025年度の研究大会プログラムについて説明がなされた。また、研究企画委員に対する報告の依頼は、従来から少数ながら例が存在し、テーマからして余人をもって代えがたい場合は許される、との原則で運用されているとの理解について、確認がなされた。

瀨本代表理事より、研究企画委員に対する依頼の先例があること、こうした依頼の場合には公正性の確保が重要であることが指摘された。

以上の説明を踏まえ、森委員長からあわせて、研究企画委員による公募報告への応募は、応募した委員が審査には加わらないなど審査の公正性が担保されている前提で許され、雑誌編集委員が雑誌に論文を投稿することと平行に考えられるとの理解が示された。瀨本代表理事からは、とりわけ若手の研究企画委員については公募報告に応募する機会を確保することが重要である旨の補足と、雑誌との違いとして、投稿論文について雑誌編集委員は査読を務めないが、研究大会の公募は研究企画委員が審査に加わりプログラムを作る

ため、事情が異なる面がある旨の指摘がなされた。

出席理事から、審査過程を、応募者との間で最終成果物を良くするようコミュニケーションをとっていくものと考えてるのであれば、外部の審査を依頼するよりも、研究企画の中で議論の方が好ましいとの意見が出された。瀨本代表理事から、研究企画委員の応募が採用され、そうでない会員の応募が不採用とされた場合に審査が公正であったように見えるかについても配慮する必要がある旨の意見が出された。

以上の議論を踏まえ、森委員長から、外部に審査を依頼する方向で検討し、次回の理事会で提案を図る旨の方針が示された。

また、森委員長から、プロジェクター・スクリーンの使用についても審議するよう依頼があった。瀨本代表理事、萬歳事務局長、その他の出席理事から、会場ごとに設備に係る費用が異なること、研究企画委員会への負担、著作権、本学会の一般的な報告スタイル、PPTの採否は報告の仕方と関連すること、レジュメ集との関係など、考慮事項が整理された。以上の議論を踏まえ、森委員長から、次回について、スクリーンの使用は希望者のいる会場でのみ認める旨、方針が示された。

続いて、阿部研究大会運営委員会委員長から、議決資料2-2~5にもとづき、2025年度の研究大会の実施会場である岡山コンベンションセンターの利用に係る費用、1人当たりの懇親会の料金(8,500円)および会員に徴収する懇親会費は懇親会の料金から一定額減額すること、ならびに参加登録の業者を近畿日本ツーリストとすること(委託内容はあらためて検討)、参加登録の業者委託費用など運営面の方向性について提案がなされた。提案後、他の出席理事からの質問に対し、回答がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(15名)の賛成により以下の通り議決された。

#### **【議決事項】**

- 
- (1) 2025年度(第128次)研究大会の開催方針につき、原案の通り承認する。
  - (2) 2025年度(第128次)研究大会において、スクリーンを用いた報告を認める。
  - (3) 2025年度(第128次)研究大会の運営面の方向性につき、原案の通り承認する。
- 

#### **第3号議案 外国学会との交流事業の方針に関する件**

西国際交流委員会委員長から、議決資料3にもとづき、大韓国際法学会との交流(2025年度学会の「韓国パネル」)および4学会を含む外国学会との交流事業に関する方針の説明がなされた。韓国パネルとの関連で、阿部研究大会運営委員会委員長から招聘報告者の宿泊確保に関する質問がなされた。瀨本代表理事からは、小田レクチャーでは招聘を担当する研究企画委員会で宿泊先を確保してきた旨の補足がなされた。西委員長からは、同様に韓国からの報告書の宿泊先は国際交流委員会で確保する旨、回答がなされた。

瀨本代表理事から、韓国以外の外国学会との交流は相互主義を前提とした協定に基づき実施する方針であるか質問がなされ、西委員長から、必ずしも相互主義である必要はないが今後の協定の策定については検討を続ける旨の回答がなされた。また、森研究企画委員会委員長から「国際交流委員会企画パネル」は一つの枠を割り当てるとの理解でよいのか質問がなされ、西委員長から一つのパネルを念頭に置いていると回答がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(15名)の賛成により以下の通り議決された。

#### **【議決事項】**

- 
- 外国学会との交流事業の方針につき、原案の通り承認する。
-

#### **第4号議案 国際法外交雑誌第123巻・124巻の編集状況に関する件**

水島雑誌編集委員会委員長から、議決資料4にもとづき、国際法外交雑誌123巻3号の刊行予定時期、ならびに、123巻4号および124巻1～4号の編集状況について説明がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（15名）の賛成により以下の通り議決された。

#### **【議決事項】**

---

国際法外交雑誌第123・124巻の編集方針につき、原案の通り承認する。

---

#### **第5号議案 国際法外交雑誌における欧文サマリーの位置および執筆者への電子データの提供に関する件**

水島雑誌編集委員会委員長から、議決資料5にもとづき、国際法外交雑誌124巻以降について、欧文サマリーの位置を各論文の末尾に移動しかつJ-Stageにも掲載されるようにすること、およびホームページにも掲載する各号の英文目次において各論文に欧文サマリーが付されていることを示すことについて提案がなされた。続いて、124巻以降は執筆者に原稿の電子データを提供する一方、125巻以降は抜き刷りの紙での無料支給を取りやめる方針について説明がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（15名）の賛成により以下の通り議決された。

#### **【議決事項】**

---

国際法外交雑誌における欧文サマリーの位置および執筆者への電子データの提供について、原案の通り承認する。

---

#### **第6号議案 日弁連主催「国際公法セミナー～イスラエル・パレスチナ問題の国際法的分析～」後援に関する件**

山田アウトリーチ委員会委員長から、議決資料6にもとづき、日弁連主催のセミナー（題名：国際公法セミナー～イスラエル・パレスチナ問題の国際法的分析～）の後援依頼とセミナーの内容について説明がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（15名）の賛成により以下の通り議決された。

#### **【議決事項】**

---

日弁連主催「国際公法セミナー～イスラエル・パレスチナ問題の国際法的分析～」の後援について、承認する。

---

#### **第7号議案 主要参考文献目録作成におけるアルバイト雇用の件**

新井研究振興委員会委員長から、主要参考文献目録作成におけるアルバイト料について、作業を依頼する会員の地位や必要となる専門知識のレベルを考慮し、時給2,000円に増額する提案が示された。濱本代表理事より、他の委員会でも同様の事情があれば提案していただくよう補足された。また、北澤会計部長から、趣旨に賛同する旨と、会計負担としてもやむを得ないとの考えが示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできな  
い議長を除く、すべての理事（15 名）の賛成により以下の通り議決された。

**【議決事項】**

---

主要参考文献目録作成におけるアルバイト雇用について、原案の通り承認する。

---

**第 8 号議案 ホームページ修繕の件**

横溝ホームページ委員会委員長から、議決資料 7 にもとづき、ホームページで生じてい  
る技術的問題について説明がなされ、その検証・修繕に係る業者依頼費用について説明が  
なされた。また、英語版のホームページの拡充やエキスパートコメントの整理の必要性あ  
り、全面的にホームページを見直す方向で検討し、次回の理事会までに企画案を立てて提  
案する旨の方針が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできな  
い議長を除く、すべての理事（15 名）の賛成により以下の通り議決された。

**【議決事項】**

---

ホームページの検証・修繕を業者に依頼することについて、承認する。

---

**第 9 号議案 新入会員の承認に関する件**

萬歳事務局長より、資料に基づき、新入会員について前回以降加入はないものの、退会  
希望 4 名、会員種別変更 5 名、会費未納による除籍該当者 4 名があった旨、説明がなされ  
た。除籍者については、これらの方々へ事務局より複数回の連絡が行われたものの、反応  
がなかったため、除籍扱いとすることが提案された。学会の会員数は合計 852 名で、当初  
の配布資料を修正のうえ承認をいただきたいとの提案があった。この点、学会支援機構か  
らの当初の資料の誤りの確認が遅れた旨の謝罪があった。そのうえで、議決資料の修正版  
についてスクリーンで確認され、これをもとに本議案が審議された。なお、今後、学会員  
数の将来見込みのシミュレーションを行う予定でもあることから、学会支援機構と連携し  
て正確な数値を管理し、必要に応じて理事会に報告する予定であると説明がなされた。

定款 41 条 1 項および会員規程 4 条 1 項に基づき、代表理事を含む理事（16 名）の賛成  
により、以下の通り議決された。

**【議決事項】**

---

退会希望者（2024 年度末）＝4 名  
種別変更会員（一般会員→名誉会員）＝5 名  
除籍退会（2024 年度末）＝4 名

---

**第 10 号議案 その他**

特になし。

以上